

42. 107. 07

著名な絵画等からなる商標登録出願の取扱い

1. 著名な絵画等を巡る現状と基本的な考え方

著名な絵画等は、高い文化的価値を有し、その作者の知名度や絵画等の芸術的価値の高さから、強い顧客吸引力を発揮するものである。そのような著名な絵画等からなる商標について、何ら関係のない者が登録を受けることは、当該著名な絵画等の名声や、顧客吸引力を無償で利用する結果を招来し、客観的に、公正な商品又はサービスに関する取引秩序を維持するという法目的に合致せず、不適切であるとの指摘がユーザーからされている。

また、多くの著名な絵画等は、様々な者により商品（例えば「マグカップ」、「被服」、「スマートフォンケース」等）、商品の包装又は役務の提供の用に供する物（例えば「包装紙」、「紙袋」等）に係るデザインや装飾として利用されている場合がある。

そうすると、著名な絵画等をこれらの商品等に使用しても、単に商品等のデザインや装飾の一種であると認識するにとどまり、それが商品等の出所を表したものと直ちに認識しない場合も多いと考えられることから、そのような場合、著名な絵画等からなる商標は自他商品役務の識別標識として機能しないものといえる。

2. 具体的な運用方針

上記をふまえ、著名な絵画等からなる商標については、次のとおり審査を行うこととする。

(1) 対象となる「著名な絵画等」

(ア) 絵画等について

本取扱いにおける「絵画等」とは、絵画及びイラストレーションを指すものとする。¹

「絵画」とは、「物体の形象を平面に描きだしたもの。特に、芸術作品としての絵、画。」（広辞苑第六版）とされているところ、本取扱いで対象とする「絵画」は、例えば²、フレスコ、油彩、モザイク、ステンドグラス、水彩、素描、版画、水墨画、コラージュ等の技法により描かれた絵画であると、需要者が認識し得る

¹ 本取扱いで対象とする「絵画等」には、アニメーション・漫画・ゲーム等に登場する人物及びマスコットキャラクター等そのものではなく、これらのキャラクター等を客体として描いた絵画又はイラストレーションも含むものとする。

² 絵画[カガ] (painting) 「…略… 表現材料と技法に応じては、フレスコ、セッコ、テンペラ、油彩、モザイク、ステンドグラス、水彩、素描、版画、コラージュ、樹皮画などに分類される。」（ブリタニカ国際百科事典）

ものとする。

また、「イラストレーション」とは、「さし絵。図解。特に見て楽しく誇張・変形した絵についていう。」（広辞苑第六版）とされているところ、例えば、絵本や児童書の挿絵の一場面等がこれに該当する。

そして、商標の構成については、絵画等そのものでなくても、絵画等の主題部分の一部を抽出した構成からなると認識し得るものも含むものとする。

（イ）著名性について

著名性については、その作品や作者の名声、評価などを十分に考慮し、需要者に著名な絵画等として広く認識されているか否かにより判断する。なお、その著名な絵画等の作者が現存するか否かは問わないものとする。

絵画等の著名性³は、例えば、次のような事実を総合勘案して判断する。

- ①絵画等を紹介する書籍等に掲載されていること
- ②美術館等において展覧会が開催されていること
- ③当該絵画等が掲載された画集等が出版されていること
- ④当該絵画等がテレビやインターネット等により広く紹介されていること
- ⑤当該絵画等の作者の周知・著名性

（2）適用条文

①商第4条第1項第7号

出願された商標の構成内容からみて、著名な絵画等そのものを直ちに認識させる場合には、その著名な絵画等と偶然に一致する標章を採択したものとみることとはできず、著名な絵画等に依拠し、これを模倣又は剽窃して、その登録出願をしたものであると推認し得る。このような著名な絵画等からなる商標について、何ら関係のない者に登録を認めることは、著名な絵画等の名声、顧客吸引力を無償で利用する結果を招来し、客観的に、公正な商品又はサービスに関する取引秩序の維持に反するものである。

また、著名な絵画等としての評価や名声等を保護、維持することが国際信義上特に要請される場合や、商標登録に対し国民や地域住民の心情を害し、社会公共の利益や社会の一般的道徳観念に反する場合、当該絵画等と何ら関係のない者が行った商標登録出願は、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるものと認められるため、商第4条第1項第7号に該当すると判断する。

なお、上記判断に当たっては、既に著作権が消滅しているか否かは問わない。

②商第4条第1項第10号、同第15号及び同第19号

商品又は役務について使用されているものであって、標章として既に周知・著名となっているものについては、商第4条第1項第10号、同第15号あるいは同第

³ アニメーション・漫画・ゲーム等に登場する人物及びマスコットキャラクター等を客体として描いた絵画等については、キャラクター等の著名性ではなく、キャラクター等を描いた絵画等としての著名性を判断することに留意する。

19号についても検討する必要がある。

これら条文の適用にあたっては、例えば、著名な絵画等が実際の商取引に使用されているものであるか、著名な絵画等の著作権者・複製許諾者や著名な絵画等を保護するための管理団体等が存在し、その者の業務に係る商品又は役務と混同するおそれがあるか、出願された商標が不正の目的をもって使用するものであるか、等を考慮して検討する必要がある。

③商第3条第1項第3号

出願された商標が、商品等の内容を表示するにすぎない場合、商第3条第1項第3号に該当すると判断する。

例えば、出願された著名な絵画からなる商標が、指定商品又は指定役務（例えば、第16類「絵画」、第41類「絵画の展示」）との関係において、その商品等の内容を認識させるものと認められる場合には、商品の「品質」又は役務の「質」を表示するものと判断する。

④商第3条第1項第6号

著名な絵画等は、様々な者によりデザインや装飾として商品等（例えば、「マグカップ」、「被服」「スマートフォンケース」等）に利用されることがある実情から、需要者が商品等に付された著名な絵画等に接した場合、単に商品等の美感や魅力の向上のために用いられるデザインや装飾の一種として選択されたものと認識することとなり、自他商品役務の識別標識としては認識しない場合がある。

したがって、出願された商標が、著名な絵画等のみを表してなり、指定商品又は指定役務との関係から、出所識別標識として認識されるというよりも、デザインや装飾の一種として認識されるにとどまる場合は、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」（商第3条第1項第6号）に該当すると判断する。

ただし、③及び④に該当する商標であっても、絵画等と識別力のある文字や図形とを組み合わせた結合商標であり、全体としても識別力があると認められる場合についてはこの限りではない。また、使用された結果需要者が何人かの業務に係る商品等であることを認識するに至っているものと認められる場合についてもこの限りではない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号\(商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示\)の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号\(前号までのほか、識別力のないもの\)の審査基準](#)
- [「第4条第1項第7号\(公序良俗違反\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第10号\(他人の周知商標\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号\(商品又は役務の出所の混同\)」の審査基準](#)

42. 107. 07

- 「第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標）」の審査基準